

フォークリフトには多くの危険が潜んでいます!!



今年鹿児島県内でフォークリフトによる死亡災害が連続して2件発生しています

	発生月	業種	被災時の職種	年齢	事故の型	概況
1	10月	倉庫業	フォークリフト運転者	67	激突	被災者が、フォークリフト荷役作業中、焼耐用の芋が入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトを後退させたところ、後方に停車されていた無人でフォークが上がった状態のフォークリフトに気づかないまま後ろ向きに激突し、死亡したもの。
2	10月	畜産業	フォークリフト運転者	55	激突され	被災者がフォークリフトを運転し、子牛運搬用鉄柵にフォークリフトのフォークを差し込もうとしていた際に、フォークリフトからエンジンを切らずに離席し、フォークリフトの前方に移動していたところ、無人のまま動き出したフォークリフトに激突され、子牛運搬用鉄柵との間に挟まれ死亡したもの。

1. 運転資格の確認

最大荷重1t以上のフォークリフトの運転業務は、**フォークリフト運転技能講習を修了した者**（労働安全衛生法施行令第20条第11号）などの有資格者である必要があります。また、最大荷重1t未満のフォークリフトの運転業務は、**フォークリフト運転特別教育を修了した者**（労働安全衛生規則第36条第5号）である必要があります。

道路上の走行運転を除く。



2. 用途外使用の禁止

フォークリフトを荷のつり上げ、労働者の昇降等当該フォークリフトの**主たる用途以外に使用してはいけません**（労働安全衛生規則第151条の14）。フレコンつりは専用のつり具を使う等、安全対策を講ずる必要があります。



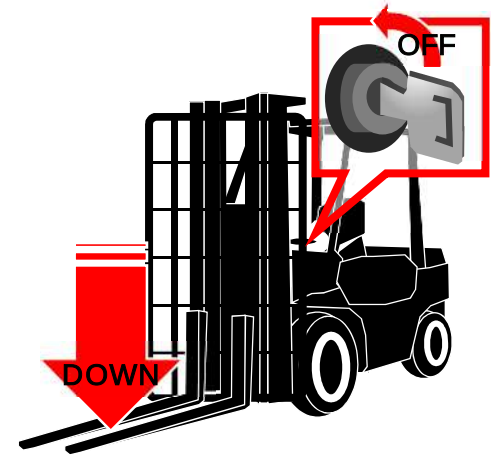
3. 逸走防止措置等の遵守

運転者が運転席から離れるときは、運転者に以下の措置を講じさせる必要があります（労働安全衛生規則第151条の11）。

フォーク等の荷役装置を**最低降下位置**に置くこと。

原動機を止め、かつ、**ブレーキをかける等フォークリフトの逸走を防止する措置**を講ずること。

また、必要に応じて、車輪に歯止めを行う、管理者や運転者がエンジンキーを保管する等の措置を講ずるようにしてください。



4. 接触防止措置の徹底

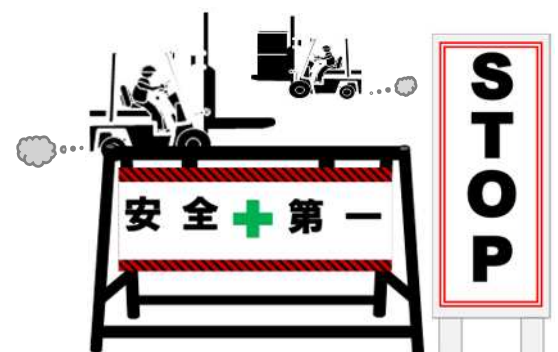
運転中のフォークリフト又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるところに**労働者を立ち入らせてはいけません**。立ち入らせる際には**誘導者を配置**し、一定の合図を定める必要があります（労働安全衛生規則第151条の7）。

なお、接触事故を防止するため、

作業場所、地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した運行経路及び作業方法を示した作業計画を定め周知する。

フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分する。

等の措置を講ずるようにしましょう。



5. その他確認事項

- 作業開始前点検、月次点検、特定自主検査の実施
- 転倒・転落等の防止
- 適正な制限速度の設定
- 適正な積載、荷崩れ防止措置の徹底
- バック走行時の後方（進行方向）確認

etc..

タカまる君

これで安全水準が
タカまる!!



鹿児島労働局労働基準部健康安全課
099-223-8279